

2023年度

# 相続検定2級を 取得するメリットと試験対策

この講義録の著作権は、TAC株式会社または権利者に帰属しており、当社に無断で複製、改変、転載、転用、インターネット上にアップロードする等の著作権を侵害する行為は法律によって禁止されております。

**TAC**

# I. 相続検定とは

---

高齢化に伴う相続事案の増加に伴い、一部の専門家のみならず、金融機関の担当者や一般生活者にとっても相続に関わる法制度の理解や、円滑な資産承継のために必要となる知識の獲得は、必要不可欠なものとなってきています。

相続検定は、相続や事業承継に関する専門的・実務的な能力に秀でた人材を育成することを目的として、一般社団法人日本金融人材育成協会により創設されました。顧客の相続における課題を的確に把握し、適切なアドバイスを行うための知識と能力を身につけられる内容となっています。

## ◎試験概要 ～試験について知る～

### ■受験資格

なし（受験資格の制限はありません）。

### ■試験方式

CBT方式。パソコンやスマートフォン、タブレット等から試験日時・テストセンター\*<sup>1</sup>を予約し、テストセンターでパソコンを使用して受験する試験方式です。

\*1 一部のTAC校舎に「CBTテストセンター」を併設しております。

[https://www.tac-school.co.jp/boki\\_cbt\\_news.html](https://www.tac-school.co.jp/boki_cbt_news.html)

### ■試験日

受験者の任意で選択することができます。試験の予約は、希望する受験日の属する月を含んで4か月前の月初から受験日の3日前までに予約することができます（たとえば、10月10日に受験を希望する場合、7月1日から10月7日までの間に予約することができます）。なお、不合格となった場合は、同じ種目について、受験日の翌日から起算して6日後以降に、二度目の受験をすることができます（欠席した場合を除く）。

### ■持ち込み品

自席には、演算機能のみを有する電卓1台に限り持ち込みが可能です。携帯電話、筆記用具および六法等の私物は、持ち込みはできません。メモ用紙（追加可）・筆記用具はテストセンターで貸し出されます。

### ■試験時間

120分。試験開始前に操作方法等の案内があります。

### ■出題形式・出題数

四肢択一式・50問

### ■合格基準

100点満点のうち60点以上。

### ■受験手数料

8,800円（税込）

### ■合格発表

試験結果は、試験終了後、その場で手交されるスコアレポートで確認することができます。合格者は、試験日の翌日以降、マイページで合格証（認定証）を自分で印刷することができます。

## Ⅱ. 相続手続きの全体像と流れ

---

### (1) 被相続人の死亡

関係者の方への連絡し、お通夜や葬儀の準備をします。

### (2) お通夜・葬儀等

死亡届けの提出（手続要）。死亡届は、7日以内に医師の診断書を添付して市区町村に提出します。葬式費用の領収証などの整理と保管をします。

### (3) 遺言の確認

自筆証書遺言であれば、家庭裁判所で検認を受けた後開封します。ただし、自筆証書遺言保管制度を利用する場合は検認が不要です。また、公正証書遺言は検認が不要です。

### (4) 香典返し

四十九日忌法要の頃に行われます。ただし、相続税の計算上相続財産から控除できる葬式費用には含まれません。

### (5) 相続人の調査（相続人を確認する）

被相続人と相続人の本籍地から戸籍謄本などを取り寄せます。被相続人の出生のときから亡くなるまでのすべての戸籍・除籍・改正原戸籍謄本を収集します。

### (6) 相続財産の確定

遺産と債務を明確にし、相続するか放棄するかを決定します。

### (7) 相続の放棄・限定承認

相続開始から3か月以内に相続の放棄または限定承認をします。相続放棄は相続人が単独で可能ですが、限定承認は相続人全員で家庭裁判所に申述します。

### (8) 準確定申告

相続開始から4か月以内に被相続人の所得を税務署に申告します。相続人の青色申告承認申請を提出します（必要がある場合には、承認申請の手続きが必要）。

### (9) 遺産や債務の調査

### (10) 遺産分割協議・遺産分割協議書の作成

相続人全員の実印と印鑑証明書が必要です。

### (11) 相続税の申告と納付

相続開始から10か月以内に被相続人が死亡した時の住所地の税務署に申告納付します。相続税の延納や物納する場合も申請が必要です。

### (12) 名義変更・移転登記

金融機関、自動車、電話などの名義変更や不動産の所有権移転登記の手続きをします。

### (13) 社会保険関係の手続き

埋葬料、遺族年金などの手続きをします。

## Ⅲ. 遺産相続の方法

---

遺産相続で具体的にどう相続するかを選択する方法が3つあります。

### ○単純承認：遺産のすべてを相続する

プラスの財産もマイナスの財産（借金、保証債務）もすべてを引き継ぐのが単純承認です。プラスの財産が多い分にはあまり問題にはなりません、マイナスの財産が多い場合は、「相続放棄」か「限定承認」を選ぶ必要があります。相続開始から3か月以内に何も手続きをしないと自動的に単純承認となります。

### ○限定承認：遺産の一部を相続する

限定承認は単純承認と違い、プラスの財産の範囲内でマイナス財産を相殺し、プラスの財産が残ればその分を相続するという方法です。マイナスの財産がどの程度があるかはっきりしない場合などに行います。マイナスの財産がプラスの財産を超えていても、自己の財産で弁済する必要はありません。

### ○相続放棄：遺産のすべてを放棄する

相続放棄は、「相続財産を一切受け取りません」という一種の宣言ですが、宣言だけではなく、必要書類を期間内に家庭裁判所の提出することで効果が発生する手続きであり、「被相続人の借金を相続したくない時」に、行われるケースが一般的です。

## Ⅳ. 遺産分割

---

相続人が複数いる場合は、被相続人の財産は共同相続人の共有に属することとなり、この共有状態のものを各相続人に帰属させる方法が遺産分割です。

### ○指定分割・・・遺言による分割をする場合

被相続人が遺言書を残していた場合、基本的には遺言書に記載されている内容で遺産分割を行うこととなります。ただし、遺言書でできることに関しては決まりがあり、種類も複数存在します。形式不備の場合には、遺言書が無効となる場合があるため、注意が必要です。

### ○協議分割・・・相続人全員の話し合いによって分割をする場合

共同相続人全員の協議によって分割する方法であり、被相続人の遺言による指定がない場合にはこの方法によります。なお、分割割合は、協議で決めることができます。なお、協議が調わなければ、家庭裁判所の調停、審判により分割することになります。

# V. 相続開始後に必要な主な手続き

---

遺産分割協議が成立した場合、当該財産を相続人の名義に変更する必要があります。

## 1. 金融機関における相続手続きの内容

民法の改正前は、遺産分割前に相続人が被相続人の預貯金を引き出すことはできませんでした。預貯金を引き出すためには、家庭裁判所の判断を受ける必要がありました。しかし、改正後は、家庭裁判所の判断を受けることなく、預貯金のうち一定額までは相続人が単独で払戻しを受けられるようになりました。

## 2. 金融機関等で預金等の相続手続きに必要な書類

〈一般的な例〉

- ① 名義書換依頼書（銀行に備付あり）
- ② 被相続人の出生から死亡までの戸籍謄本、被相続人の除籍謄本、戸籍謄本（または全部事項証明書）：出生から死亡までの連続したもの。戸籍謄本（または全部事項証明書）は、「死亡の事実の確認」と「法定相続人の確認」のために必要。
- ③ 戸籍謄本（相続人全員）
- ④ 預金通帳
- ⑤ 印鑑登録証明書（相続人全員）
- ⑥ 遺産分割協議書、公正証書遺言、自筆証書遺言の場合は検認調書
- ⑦ 相続人全員の印鑑証明書

## 3. 不動産の名義変更手続き（相続登記）

遺産に不動産が含まれる場合、その不動産を相続により取得した人は所有権移転登記申請を行います（相続登記）。相続登記は必ず行わなければならないものではありませんが、相続登記を行わないまま放置しておく、後々トラブルの元となりかねません。被相続人も相続によってその不動産を取得していて、相続登記を行っていなかった場合などは、手続きが複雑になる場合があります。

## VI. なぜ遺産相続で揉めるのか？

---

遺産相続では、相続人間で揉めてトラブルになるケースが少なくありません。どうして揉めるのでしょうか？

### 1. 存在を知らなかった相続人がいた（例：異母、異父兄弟）

相続人となる全員が集まって遺産をどのように分割するかの話し合いを行うにあたり、遺産を渡したくない相続人の一人が被相続人の死亡を知らされなかった場合や、存在を知らされていない相続人（認知しなかった隠し子）が現れるなど。

### 2. 相続人の一人に無視される

遺産分割協議は相続人全員が揃う必要があります。ひとりでも欠けていると協議を進めることはできません。そのため、協議に参加しない、存在が不明な相続人がいる場合、相続手続きが進まずストレスが溜まりトラブルの原因となります。

### 3. 相続人が多くなるほど相続は揉める

相続人が実子の兄弟姉妹のみだけだと思っていたら、非嫡出子や養子が親の死亡後に現れたり、介護をしてくれた人に財産分与をしようと養子にしてあったり、特定の孫のみ養子にしていた場合など、相続人の人数が増えると、争い事が増える傾向にあります。

### 4. 特定の相続人が生前に財産の贈与を受けていた

例えば、兄弟が3人いて、長男が自営業を営んでいるような場合で、長男のみ事業資金の援助を受け、その他の者は資金の援助等を受けおらず不公平感が生じていたようなときには、トラブルの原因となります。

## Ⅶ. 円満な相続のために準備しておきたいこと

---

### 1. 生前に被相続人の財産を明確にしておく

被相続人の財産がどれくらいあるのかを確認し、相続財産の全体像を把握しておけば、「このくらいの遺産があるから」「誰にこの財産を残そう」「割合はこのように」と決めることができます。また、相続財産を把握できることにより、相続税の概算額が把握できるので、納税資金の準備にも役立てることが可能です。

### 2. 相続人が誰かを明確にしておく

相続人が誰かを確認しておくことで、相続人でない人を廃除することができます。相続人でない人が入り込むと、話し合いがまとまらなくなります。

### 3. 遺言書を正しい方式で用意しておく

遺言書の効力を発揮するのは遺言者が死亡してからとなるため、遺言の内容が間違いなく実行されるためには、遺言書を正しい方式によって作成する必要があります。また、借金等がある場合は、その額も明示しておくことで、その後のトラブルを回避することが可能となります。さらに、遺言執行者を決めておくことで、遺産処理をスムーズに行うことができます。

### 4. 葬式費用は誰が負担するのか？

葬式費用を誰が負担すべきか、香典をもらう権利は誰にあるか、いずれについても法律の規定はなく、社会通念や法的外見解も定まっていないため、地域や親族間の慣習、葬儀における形式実質的喪主の存在等を考慮します。

### 5. 納税資金をどうやって確保するのか？

相続発生後の10か月後には相続税を納める必要があります。相続財産のほとんどが不動産や事業用資産の場合には、納税資金の確保に困ることも考えられます。また、遺産分割協議がまとまるまでは被相続人名義の預貯金が原則として引き出せなくなるため、葬儀費用や配偶者などの当面の生活費についても準備しておく必要があります。

### 6. 相続税はどのくらいかかるのか？

実際に相続税を納めるケースはあまり多くありませんが、相続税を納めない場合であっても相続税の申告が必要なケースは少なくありません。また、相続財産の分け方によって、相続税を少なくできる特例等が使えなくなる場合もありますので、相続税を考慮した分割方法を検討する必要があります。相続財産が多く、多額の相続税が生じると想定される場合には、生前にしっかりと準備をすることで大きく節税できる可能性があります。

## VIII. 相続検定2級

### [出題範囲細目]

大項目	中項目	小項目
相続の基礎知識	相続の開始と相続開始後のスケジュール	相続の開始、失踪宣告、相続開始の場所、相続開始後のスケジュール
	法定相続人の範囲と順位	相続人の範囲・順位、養子縁組制度、欠格と排除、相続人の不存在
	相続分	法定相続分、代襲相続、指定相続分、特別受益、寄与分
	相続の承認・放棄	相続の承認・放棄
	遺産分割	遺産分割の対象となる財産、遺産分割協議、分割方法、家庭裁判所の手続、債務の承継
	遺言の方式・効力	遺言の意義・特色・効力、遺言の方式、遺言の撤回、遺言の保管と検認、遺言執行者
	遺留分	遺留分権利者・割合、遺留分の対象、遺留分減殺請求、遺留分の放棄
相続税の基礎知識	相続税の納税義務者	納税義務者と課税範囲、相続人と法定相続人
	相続税の課税対象財産	本来の相続財産、みなし相続財産、非課税財産、債務控除、生前贈与加算
	相続税の総額	相続税の総額
	基礎控除	基礎控除
	各相続人等の相続税額	各人の納付すべき相続税額の計算、相続税額の2割加算、贈与税額控除、配偶者の税額軽減、未成年者控除・障害者控除、相次相続控除、外国税額控除
	贈与税の計算	贈与税の納税義務者、贈与税額の計算、みなし贈与財産、贈与税の非課税財産、贈与税の配偶者控除
	贈与税の非課税制度	直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の非課税制度、直系尊属から教育資金の一括贈与を受けた場合の非課税制度、直系尊属から結婚・子育ての一括贈与を受けた場合の非課税制度
	相続時精算課税制度	相続時精算課税制度
	申告と納付	相続税および贈与税の申告、準確定申告、相続税の延納、相続税の物納、期限後申告・修正申告・更生請求、未分割遺産に対する課税、相続税額の取得費加算、連帯納付義務
	非上場株式等についての納税猶予及び免除の特例	非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除の特例、非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除の特例
	相続財産の評価	宅地の評価、宅地の上に存する権利の評価、使用貸借、相当の地代による土地の貸付・土地の無償返還に関する届出書、家屋の評価、小規模宅地等の特例、上場株式の評価、取引相場のない株式の評価、その他金融商品の評価、生命保険契約に関する権利の評価、年金の評価
	取引相場のない株式の評価	原則的評価方式と特例的評価方式、類似業種比準方式、純資産価額方式配当還元方式、特定の評価会社
相続対策とその他関連知識	相続手続	相続手続きの必要書類、相続登記
	成年後見制度	成年後見制度
	信託	遺言信託、遺言代用信託、受益者連続型信託
	遺産分割設計	代償分割、生命保険、信託
	相続税対策	評価引き下げ、生命保険、生前贈与、小規模宅地等の特例、二次相続対策
	納税資金対策	代償分割、生命保険、資産管理会社
	事業承継設計	自社株評価、種類株式、民法特例、納税猶予の特例
	コンプライアンス	相続実務におけるコンプライアンス

[サンプル問題]

《基礎知識問題》

【第1問】 被相続人Aと配偶者Bの間に、2人の子CとDがいる。寄与分に関する記述として、最も不適切なものを答えなさい。

- ア 被相続人Aの子Cが、被相続人の経営する企業に専務として従事し、それに見合う役員報酬を得ていた場合は、寄与と認められない。
- イ 被相続人Aの子Dが、被相続人の療養看護により看護師や介護ヘルパーに支払う費用を節約できた場合は、寄与と認められる。
- ウ 被相続人Aが5,000万円の財産を残して死亡し、いずれの相続人にも特別受益がなく、子Cに1,000万円の寄与分が認められている場合、子Cの具体的相続分は2,500万円となる。
- エ 寄与分の対象は共同相続人であるが、2019年7月1日以後に発生する相続において、相続人以外の被相続人の親族が、被相続人の療養看護を行った場合には、一定の要件のもとで、相続人に対して金銭請求をすることができる。

【第2問】 次の事例において、民法の規定に基づいて算出される配偶者の遺留分が侵害される金額として、最も適切なものを答えなさい。

[事例]

<相続関係図>

- ・相続人は配偶者および子B、Cの3人
- ・配偶者が取得した居住用財産の価額：1,500万円
- ・子Bが取得した現預金の価額：2,000万円
- ・子Cが取得した事業用資産の価額：7,500万円
- ・子Cは別途、事業上の債務1,000万円を承継した
- ・上記金額は適正額であり、他の事情は一切考慮しないこと

- ア 1,000万円
- イ 1,500万円
- ウ 3,500万円
- エ 4,000万円

【第3問】 相続税の対象となる財産には、「本来の相続遺贈財産」と「みなし相続遺贈財産」がある。「みなし相続遺贈財産」として、最も適切なものを答えなさい。

- ア 生前に被相続人が購入した不動産で登記が済んでいないもの
- イ 被相続人の預貯金で家族名義になっているもの
- ウ 相続開始時において、まだ保険事由が発生していない生命保険契約
- エ 被相続人が自動車事故により死亡し、相続人が事故の相手方の対人賠償保険から受け取った保険金

【第4問】 相続時精算課税制度を活用するにあたってのアドバイス内容として、最も適切なものを答えなさい。

- ア 「相続時精算課税は、贈与税の減免措置なので、相続時精算課税を選択した生前贈与は、将来の相続税を確実に軽減させる効果を受けることができます。」
- イ 「相続時精算課税を選択した場合の贈与税は、受贈者ごとに贈与された財産の累計額から2,500万円の特別控除額を差し引いた後の金額に対して、一律20%の税率を乗じて計算されます。」
- ウ 「すでに納付した相続時精算課税による贈与税相当額が算出された相続税額から控除しきれない場合、控除しきれない贈与税相当額は還付を受けることができます。」
- エ 「推定相続人ではない孫が相続時精算課税を選択した場合、将来の相続時において、相続税の2割加算は適用されません。」

【第5問】 非上場会社のA株式会社（以下、「A社」という）に関する資料は、以下のとおりである。仮に、A社の代表取締役社長Bさんが、保有するA社の株式1,000株を配当還元価額によりBさんの友人に売却する場合、1株当たりの配当還元価額として、最も適切なものを答えなさい。

<A社の概要>

- ・資本金等の額 4,500万円（発行済株式総数45,000株、すべて普通株式で1株につき1個の議決権を有している）
- ・株主構成 Bさんが100%保有
- ・1株当たりの類似業種比準価額 960円
- ・1株当たりの純資産価額 2,280円
- ・1株当たりの配当金額 直前期 年60円（普通配当）  
直前々期 年20円（普通配当） 年50円（記念配当）

※記念配当は每期継続することのない配当である。

- ア 500円
- イ 550円
- ウ 650円
- エ 1,000円

《相続対策とその他関連知識問題》

【第6問】 成年被後見人が死亡した場合において、成年後見人が行うことができる行為（以下「死後事務」という）に関する次の記述として、最も不適切なものを答えなさい。

- ア 相続財産である建物に雨漏りがある場合、これを修繕するためには家庭裁判所の許可は不要である。
- イ 成年被後見人が生前に受けた治療に係る医療費および入院費が未払である場合、これを支払うためには家庭裁判所の許可は不要である。
- ウ 成年被後見人が生前に利用していた居室に関する電気供給契約を解約するためには、家庭裁判所の許可は不要である。
- エ 成年被後見人の相続人が相続財産を管理することができる状態に至った場合、成年後見人は死後事務を行うことができない。

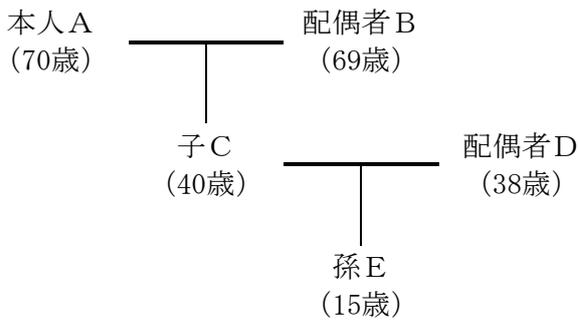
《事例問題》

次の〔事例〕に基づいて、各問（【第7問】および【第8問】）に答えなさい。

Aの推定相続人は配偶者Bと子Cの2人であり、子Cの家族とともに自宅で同居している。相続が発生した場合には、相続人が負担する相続税について心配している。

Aの家族状況と保有財産は次のとおりである。

1. 家族状況



2. 保有財産（相続税評価額として適正な額である）

現預金：6,000万円

家屋：500万円

敷地：2,000万円（小規模宅地等の特例適用後）

<資料：相続税の速算表>

法定相続分に応ずる取得金額	税率	控除額
1,000万円 以下	10%	—
1,000万円 超 3,000万円 以下	15%	50万円
3,000万円 超 5,000万円 以下	20%	200万円
5,000万円 超 10,000万円 以下	30%	700万円
10,000万円 超 20,000万円 以下	40%	1,700万円
20,000万円 超 30,000万円 以下	45%	2,700万円
30,000万円 超 60,000万円 以下	50%	4,200万円
60,000万円 超	55%	7,200万円

【第7問】 仮に、現時点でAに相続が発生した場合、相続税の総額として、最も適切なものを答えなさい。

- ア 150万円
- イ 455万円
- ウ 545万円
- エ 660万円

【第8問】 Aさんの相続対策にあたってのアドバイス内容として、最も適切なものを答えなさい。  
なお、各アドバイスは相互に影響を与えないものとする。

- ア 「保有財産を配偶者Bがすべて相続する場合、配偶者の法定相続分を超過するため、配偶者の相続税の負担を引き下げることができません」
- イ 「現預金800万円を拠出して保険金額1,000万円の生命保険（被保険者A、保険金受取人B）に加入した場合、相続税の引き下げ効果が見込めません」
- ウ 「孫EをAの養子に迎えても、実子Cがいるため、相続税の引き下げ効果が見込めません」
- エ 「Aの相続開始後も、現在と同様、配偶者Bと子Cおよび子Cの家族が自宅で同居し続ける場合、自宅（家屋および敷地）の取得割合にかかわらず、自宅全体について、小規模宅地等の特例の適用を受けられます」

[サンプル問題]

- 解答 第1問 ウ  
第2問 ア  
第3問 ウ  
第4問 ウ  
第5問 ア  
第6問 ウ  
第7問 ウ  
第8問 エ



**TAC**